

お知らせ掲示板

暮らし

お墓参り用臨時バス運行 **無料**

期 3月19日(木)～21日(土) **因** お墓参りが多い3月のお彼岸の時に、三山荘と桃尾墓園間で臨時バスを運行します ※途中での乗り降りはできません

【バス】熊本市都市バス「三山荘」行(熊本桜町バスターミナルは26番のりば) ※三山荘バス停で下車し、臨時バスに乗り継ぎ

【運行時間】 ※三山荘・桃尾墓園間は約10分。

3月19日(木)

	三山荘→桃尾墓園	桃尾墓園→三山荘
1	9:10	9:25
2	9:45	10:05
3	10:45	11:05
4	11:45	12:05
5	12:45	13:05
6	13:45	14:35

3月20日(金・祝)

	三山荘→桃尾墓園	桃尾墓園→三山荘
1	9:05	9:20
2	10:07	10:27
3	11:07	11:27
4	12:07	12:27
5	13:00	13:20
6	13:50	14:35

3月21日(土)

	三山荘→桃尾墓園	桃尾墓園→三山荘
1	8:30	8:45
2	9:20	9:40
3	10:30	10:50
4	11:20	11:40
5	12:10	12:30
6	13:10	14:35

詳しくは、ひごまるコール(☎334-1500)へ。
(健康福祉政策課 ☎328-2340)

マイナンバー通知カードの受取期限終了間近

場 マイナンバーセンター(中央区役所1階) **因** 平成30年4月～平成31年3月の間に、お子さんの出生や外国からの転入等により通知カードが発行・郵送された後、自宅で受け取られず、市に返戻された通知カードについては、**3月末をもって廃棄**します。まだ通知カードを受け取っていない方は、早めにお受け取りください
(地域政策課 ☎328-2067)

原付バイクの廃車手続きなどはお早めに

因 軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在でバイク、軽自動車または小型特殊自動車(農耕作業用、その他)などを所有している方に課税されます。お持ちの車両を廃車したり、他人へ譲渡した場合は、3月中に手続きを済ませてください。未手続きの方は引き続き課税となります

■手続きなど

場 市民税課、区役所税務室、総合出張所 ※本市窓口での受付は、排気量125cc以下の原付バイクおよび小型特殊自動車(農耕作業用、その他)に限ります。

【廃車】 **持** ナンバープレート、所有者の印鑑、確認事項[車名、車台番号、排気量(盗難の場合は被害に遭った日、警察へ届けた日、警察署名、受理番号)]

【名義変更】 **持** 新所有者と旧所有者の印鑑、免許証など(新所有者の住民登録が市外の場合)、確認事項[ナンバープレートの番号、車名車台番号、排気量(「販売または譲渡した証明」欄の記入・押印必須)]

※軽自動車税(種別割)は、使用の本拠地(定置場)がある市区町村に納める税です。定置場が市外に変わる場合は手続きが必要です。

詳しくは、市ホームページ、市民税課または区役所税務室へ。
(市民税課 ☎328-2181)

点字の納税概要書を送付します

因 希望者に対して、固定資産税・市県民税・軽自動車税の納税通知書と一緒に点字の概要書(納税義務者名、税目、年税額、納期、納期ごとの税額などが記載)を送付します **申** 3月16日までに電話で固定資産税課(☎328-2195)へ

菊池市の図書館を利用しませんか

因 本市に居住し、本市の図書館カードを持っている方は菊池市の図書館も利用できるようになりました
詳しくは、菊池市中央図書館(☎0968-25-1111)へ。
(市立図書館 ☎363-4522)

緑の募金運動にご協力ください ～木を植えて 守り育てる 緑の大地～

期 3月1日～5月31日 **因** 緑豊かな街づくりを推進していくため、緑の(羽根)募金運動にご協力をお願いします **【募金方法】**自治会ごとに取りまとめ、専用の振込用紙で振込みください。
詳しくは、熊本市地域みどり推進協議会事務局(下記連絡先)へ。
(環境共生課 ☎328-2352)

小学生が育てた花を展示します

期 3月末～4月上旬 **場** 辛島公園北側(サクラマチ側) **因** 市内の小学生が学校で育てた花(アネモネ)のプランターを辛島公園へ一斉展示します(全国都市緑化フェア推進室 ☎328-2525)

令和2年度「熊本市夢と活力ある農業推進事業」「熊本市スマート農業加速化事業(新設)」説明会

因 農業者が自ら行う農業のスマート化、高品質化、省力・低コスト化などの取り組みを支援する事業の説明会 ※令和2年度までを予定していた「農業用施設防災・減災事業」は、「熊本市夢と活力ある農業推進事業」の中で実施します **【事業説明会】** **申** 当日直接会場へ

日時(3月)	場所	問い合わせ先
10日(火) 午後3時～	西部公民館 2階A会議室	西南部農業振興センター
10日(火) 午後7時～	南区役所横アスパル富合研修室	農業振興課(☎329-1158)
18日(水) 午後2時～	東区役所3階 301会議室	北東部農業振興センター
19日(木) 午後7時～	植木文化センター 2階研修室	農業振興課(☎272-1117)

【事業公募期間】4月1日～30日にお住まいの地域の農業振興センター(北東

部・西南部)または農業振興室(河内を除く)に応募書類持参
事業の要件や手続きなど詳しくは、市ホームページまたは農業支援課へ。
(農業支援課 ☎328-2384)



春の水辺コンサート 出演者募集 **無料**

因 4月4日(土)に水の科学館で開催するコンサートの出演者を募集します **対** 市内在住・在学・在勤・出身の個人および団体 ※プロ・アマ問いません **申** 3月7日までに、直接または電話で水の科学館(☎346-1100 午前9時～午後5時)へ ※応募多数の場合抽選
詳しくは、水の科学館ホームページへ。



第7期ウィメンズカレッジ 受講生募集

期 6月13日(土)～来年1月(月に1～2回主に土曜日開催・全10回) **時** 午前10時～午後0時半(予定) **因** 男女共同参画の現状と課題を学び、地域や職場のリーダーとして活躍できる力を養う **対** 市内に住むか通勤・通学する18歳以上の女性 **定** 30人(先着順) ※託児あり(要予約) **費** 5,000円 **申** 3月5日から応募用紙に必要事項を書いて、直接持参またはメール(info@harmony-mimosa.org)、ホームページ(http://www.harmony-mimosa.org/)内の申し込みフォームで男女共同参画センターはあもにい(☎345-2550)へ

男女共同参画情報誌 「はあもにい」の編集員募集

期 4月～令和4年(2022年)3月(2年間) **因** 掲載する記事の企画・取材・執筆などを行う編集員を募集します **対** 市内に住むか通勤・通学する18歳以上の方(4月1日現在)で、男女共同参画の推進に関心があり、年4回程度の編集会議に参加が可能な方 ※本市の議員・職員を除く **定** 4人(選考) **申** 3月19日までに住所、氏名、年齢、電話番号、メールアドレス、「男女共同参画情報誌「はあもにい」を読んで感じたこと・提案したいこと」を800字程度にまとめ、直接または郵送、ファクス(351-2030)、メール(danjo kyoudou@city.kumamoto.lg.jp)で 〒860-8601男女共同参画課(☎328-2262)へ



詳しくは、市ホームページで
情報誌 はあもにい 検索

タブレット端末を活用した授業をのぞいてみませんか!?

小中学校におけるICT教育の一環として、タブレット端末を活用した授業に取り組んでいます。この授業の様子を分かりやすく解説した動画を、教育センターの公式YouTube(ユーチューブ)チャンネルで公開していますので、ぜひご覧ください。



教育センターYouTube
公式チャンネル→



(教育情報室 ☎245-6310)

戸建木造住宅の耐震化に向けた説明会

本市では、耐震診断士*1が自宅を訪問し、目視や図面などにより地震に対する強さを診断する耐震診断や、その後の耐震改修工事や建て替え工事などの補助を実施しています。住まいの耐震化に向けた事業説明会にぜひ参加ください。 ※1 耐震診断を行う方法を習得している建築士など

日時 3月29日(日)第1回:午前10時～ 第2回:午後2時～
3月30日(月)第1回:午前10時～ ※1時間程度(予定)

場所 市庁舎14階大ホール

定員 各回200人 ※定員を超える場合は別の回を案内する場合があります

持参物 筆記用具

申込 当日直接会場へ

補助対象となる住宅の条件など詳しくは、市ホームページへ。
(建築物安全推進室 ☎328-2449)



暮らしの中の人権 76

性的マイノリティの人権

性的マイノリティに関するニュースを、ここ数年よく耳にします。

生物学的な性的特徴により出生時に割り当てられた性別と自分の性をどう認識するかという性自認が一致しないトランスジェンダーや人の性愛の向かい方である性的指向等に関して、市民の正しい理解が求められています。

性的マイノリティの人々は、日常生活のさまざまな場面において、奇異な目で見られるなどの精神的な苦痛を受けているとともに、就職をはじめ、自認する性での社会参加が難しいなど、社会の無理解や偏見のため、不利益や差別を受けている状況にあります。

当事者が正しい知識を得る機会がなく、自らの性のあり方について違和感を持ち、誰にも相談できずに自分が非典型であると悩み続ける場合もあり、さらに家族からも理解を得られなければ孤立してしまうこととなります。

このような人々を性的マイノリティであるという理由で差別したり、排除したりすることなく、それぞれの人の生き方を尊重することが大切です。

(人権推進総室 ☎328-2333)